

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では学校教育目標の柱の1つを『やさしい心』とし、自己を肯定し自分のことが好きな子、違いを認め合える子、人を大切に思い、相手の立場で考えられる子の育成をめざしている。そして、その実現のため人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害にあたり当事者のみならず、周囲の児童にも大きな傷を残すものであり、決して許されないことであるという認識のもとに、ここに『二色小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、教務、生活指導担当、不登校担当、学級担任、ブロック長、養護教諭、特別支援コーディネーター、人権教育担当、(必要に応じて) SCおよびSSW
- (3) 役割
ア 学校いじめ防止基本方針の策定
イ いじめの未然防止
ウ いじめの対応
エ 教職員の資質向上のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施
カ 年間計画進捗のチェック
キ 各取組の有効性の検証
ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

二色小学校では、「学校いじめ防止基本方針」について、児童や保護者、関係機関等に対していじめに対する考え方や取組について説明し、理解を得る。

また、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCAサイクルにより必要に応じて見直す。

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| 二色小学校 いじめ防止年間計画 | | | | | | | |
|-----------------|--|---|--|--|---|---|---|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 学校全体 |
| 4月 | 学級開き 家庭訪問 （家庭での様子の把握） 「もちあじ」学習 学級懇談会 | 学級開き 家庭訪問 （家庭での様子の把握） 「もちあじ」学習 | 学級開き 家庭訪問 （家庭での様子の把握） 「もちあじ」学習 | 学級開き 家庭訪問 （家庭での様子の把握） 「もちあじ」学習 | 学級開き 家庭訪問 （家庭での様子の把握） 「もちあじ」学習 | 学級開き 家庭訪問 （家庭での様子の把握） 「もちあじ」学習 | PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 |
| 5月 | 1・6交流 校外学習 | 2・5交流 校外学習 | 3・4交流 校外学習 | 3・4交流 校外学習 | 2・5交流 校外学習 | 1・6交流 校外学習 | 生活指導部会 |
| 6月 | 1・6交流 体育大会 二色学級との交流 いじめアンケート | 2・5交流 体育大会 いじめアンケート | 3・4交流 体育大会 いじめアンケート | 3・4交流 体育大会 いじめアンケート | 2・5交流 体育大会 いじめアンケート 実施 | 1・6交流 体育大会 いじめアンケート 実施 | 生活指導部会 いじめアンケート 集計・考察 |
| 7月 | 1・6交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 2・5交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 3・4交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 3・4交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 2・5交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） キャンプ | 1・6交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 生活指導部会 |
| 8月 | 平和登校 | 平和登校 | 平和登校 | 平和登校 | 平和登校 | 平和登校 | |
| 9月 | 1・6交流 「もちあじ」学習 | 2・5交流 「もちあじ」学習 | 3・4交流 「もちあじ」学習 | 3・4交流 「もちあじ」学習 人権教室 『プレゼント』の授業 | 2・5交流 「もちあじ」学習 | 1・6交流 「もちあじ」学習 非行防止教室 | 生活指導部会 |
| 10月 | 1・6交流 校外学習 | 2・5交流 校外学習 | 3・4交流 校外学習 | 3・4交流 校外学習 障がいのある方との出会い | 2・5交流 校外学習 非行防止教室 | 1・6交流 修学旅行 二色学級との交流 | 生活指導部会 |
| 11月 | 1・6交流 校外学習 いじめ対応プログラムⅡ 人権参観 | 2・5交流 いじめ対応プログラムⅡ 人権参観 | 3・4交流 いじめ対応プログラムⅡ 人権参観 | 3・4交流 いじめ対応プログラムⅡ 人権参観 | 2・5交流 いじめ対応プログラムⅡ 人権参観 | 1・6交流 いじめ対応プログラムⅡ 携帯電話安全教室 人権参観 | 生活指導部会 |
| 12月 | 1・6交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 2・5交流 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 3・4交流 スマホ・SNSの使用についての指導 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 3・4交流 スマホ・SNSの使用についての指導 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 2・5交流 いじめアンケート 実施 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 1・6交流 いじめアンケート 実施 個人懇談会 （家庭での様子の把握） | 生活指導部会 集計・考察 |
| 1月 | 1・6交流 「もちあじ」学習 音楽集会 いじめアンケート | 2・5交流 「もちあじ」学習 音楽集会 いじめアンケート | 3・4交流 「もちあじ」学習 音楽集会 いじめアンケート | 3・4交流 「もちあじ」学習 音楽集会 いじめアンケート | 2・5交流 「もちあじ」学習 携帯電話安全教室 音楽集会 いじめアンケート | 1・6交流 「もちあじ」学習 音楽集会 いじめアンケート | 生活指導部会 いじめアンケート |
| 2月 | 1・6交流 | 2・5交流 | 3・4交流 | 3・4交流 LGBTの学習 | 2・5交流 LGBTの学習 | 1・6交流 LGBTの学習 | 生活指導部会 |
| 3月 | 1・6交流 | 2・5交流 | 3・4交流 | 3・4交流 | 2・5交流 | 1・6交流 | |

*年間を通して、いじめにつながると考えられるもめごとが起きたときは、クラス全体で話し合い、指導する。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、各学期の終わり等に、年3回程度、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。（生活指導委員会と兼ねて行うこともある。）

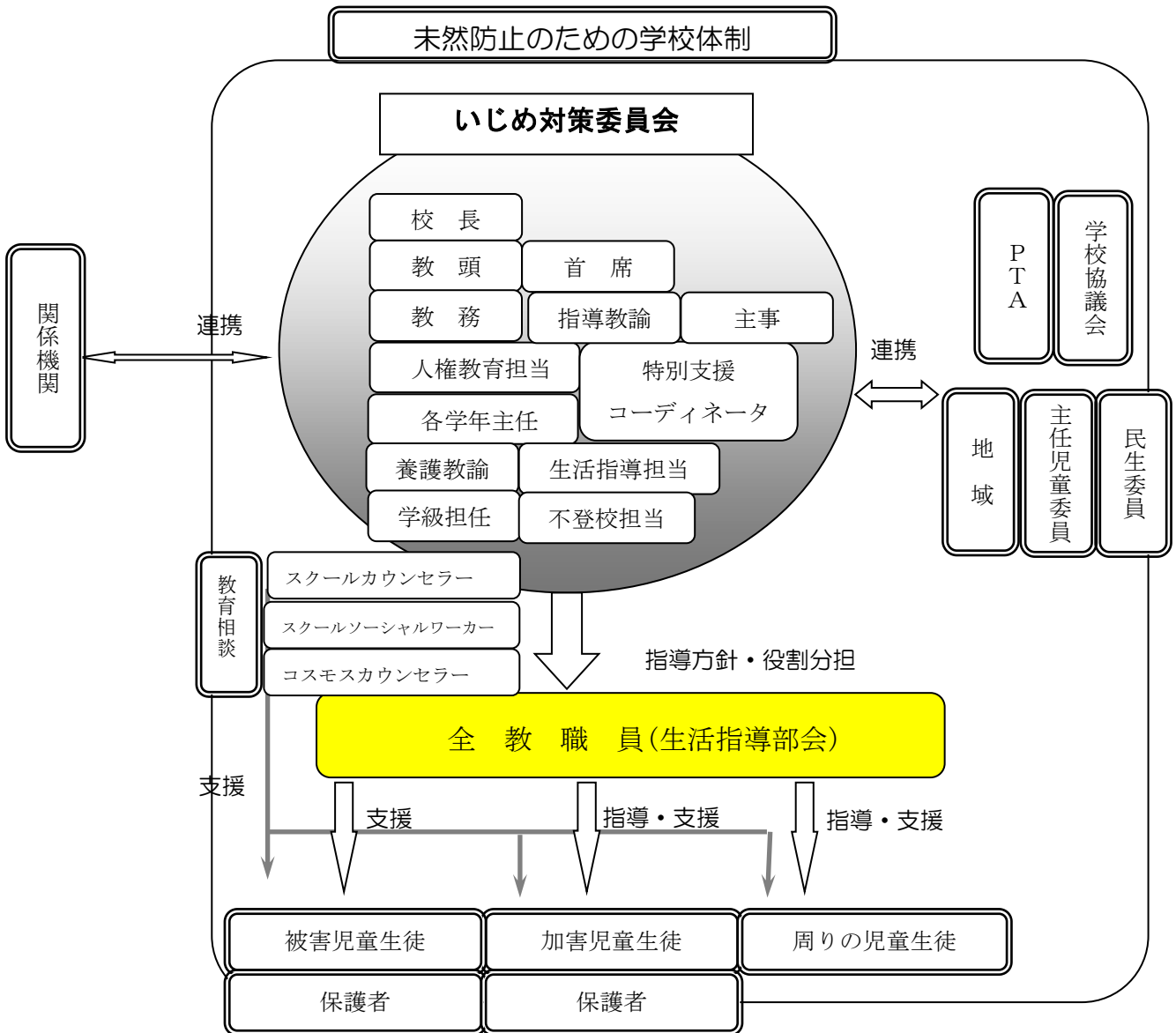
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、安心・安全に学校生活を送ることができる学校づくりが重要である。そのために、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

これらのことを、いじめの未然防止のために全教職員が取組むために下図のような体制で臨む。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して職員会議や校内研修等でいじめ防止・いじめの早期発見について話し合いを持つ。

教職員の中で決まったことをもとに、児童に対しても、全校集会や学級活動などでいじめ防止・いじめの早期発見について指導していく。
- (2) いじめを許さない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学級指導において一人ひとりの居場所のある集団づくりの視点を持って取り組む。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、以下を指導上の注意点とする。
 - ・わかりやすい授業づくりを進めるために、十分な教材研究に取り組む。
 - ・児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級指導や委員会、クラブ等の特別活動に工夫して取り組む。
 - ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、日々の生活の中でクラス全体を指導するとともに課題を持つ児童に対しては個別に指導していく。
 - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方には細心の注意を払う。そのために校内研修や外部講師を招いての学習会に取り組む。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校で取り組んでいる様子を、家庭にも積極的に発信する。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、いじめ防止プログラム・いじめ防止授業に積極的に取り組む。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、「問題行動は児童からのメッセージ」と捉え、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃してはならない。教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

また、日頃からブロック会議・ケース会議等の場の活用し、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。情報を共有することによって、学校としていじめを早期発見できるようにしていく。

もし万が一、いじめが起こった場合に備えて初期対応を誤らないように、全体で動きを確認し、一致した対応をとる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、年2回はいじめ防止アンケートを行う。

定期的な教育相談として、スクールカウンセラーの活用も考える。

日々の健康観察や連絡帳等により、子どもの変化に素早く気づく。

休み時間・清掃時間等の隙間の時間にも教師はアンテナを高く保つ。

日々のふり返りノートや日記等を通じ児童の生活の変化を把握する。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問や懇談で子ども達の様子を把握し、また学級通信、学年通信、学校通信等を通じて情報を発信していく。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できるように、担任や養護教諭などが窓口となり、日頃からの関係づくりに努める。また情報を共有することができるよう、学級担任・ブロック体制

(低・中・高) や生指と管理職のつながりを強める。

些細なことだと決めつけず、気になることは教職員間で情報を共有し合う。

(4) 学校だより等により、相談体制を広く周知する。

いじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、十分留意する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、次の4つのレベルに応じて対応していく。

- レベルⅠ … 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導をおこなうレベル
□言葉によるからかい □悪口・陰口、軽度の暴言 など
⇒担任・学年教員で対応し、解決を図る。
- レベルⅡ … 管理職・生活指導担当を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル
□仲間はずれ □無視 □攻撃的な言動 など
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
⇒担任・学年教員とともに、管理職・生活指導担当が指導し、同じことが繰り返されないように保護者を交えて指導する。
- レベルⅢ … 警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル
□暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「消えろ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷行為等、態様が悪質で被害が大きいもの）
□脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）
□暴力（蹴る・叩く等、態様・被害影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの）
※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
⇒管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。
- レベルⅣ … 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い警察等と連携し校外での指導を行うレベル
⇒教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。
- レベルⅤ … 学校・教育委員会から警察・福祉関係等、外部機関に対応の主体が移るレベル

●レベルⅡ～レベルⅣについては、教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。

- 改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る。



再発防止に向けて

- ・継続的な観察・指導
- ・保護者との連携
- ・関係機関との連携

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

なお、事実確認では、初期の聞きとりを綿密に計画し、速やかにもれなく行う。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

すべての児童が、互いに尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や音楽会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 掲示板等への誹謗・中傷等の対応については、メール、ライン等による悪意のある書き込みを発見次第、教育委員会と連携しながら対応していく。

(3) 情報モラル教育を外部団体にも協力を求めながら推進していく。

7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることである。相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視していく。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることである。学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行していく。

第5章 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法には、重大事態として次の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけではなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合には、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。